

新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第3号

新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(9) 一般財団法人救急振興財団

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。